オレンジ通信

http://bkan-hokuriku.info/

全国Ｂ型肝炎訴訟北陸原告団・弁護団
〒920-0931 石川県金沢市兼六元町 9-40
金沢合同法律事務所
発行日：2014 年 9 月 21 日　第 1 号

連絡先　富山 076-423-2466 富山中央法律事務所／金沢 076-221-4111 金沢合同法律事務所／福井 0776-30-1371 泉法律事務所

オレンジ通信創刊に寄せて

全国Ｂ型肝炎訴訟北陸原告団代表　岡村 浩一

みなさん、こんにちは。

北陸原告団代表の岡村です。暑い夏が過ぎ涼しい秋風が吹く季節となりましたが、みなさんいかがお過ごしでしょうか。

さて、いよいよ去年の原告団総会でご提案させていただいた『オレンジ通信』の創刊号を発刊することができました。みなさんお忙しい中での編集とあって遅くになりましたが、ご協力いただいたみなさん、本当にありがとうございました。これからこの『オレンジ通信』がみなさんの良きパートナーとなって続いていくことができれば幸いと存じます。

第一回目は恥ずかしながら、私のこれまでの肝炎治療についてお話しさせていただきます。

私は２０年前に会社の健康診断でウイルス性Ｂ型肝炎を発症していることを知り、３度のインターフェロン治療を行いました。当時、核酸アナログ製剤はまだ開発されておらず、インターフェロンが唯一の治療法でした。初日の注射ですぐに熱が出て悪寒がし、体がブルブル震え出し、暑い夏なのに毛布を何枚も被せてもらい、それでもだめで座薬を入れて、ようやく落ち着きました。

３度目のインターフェロン治療からもう１５、６年経過しましたが、数値は安定しＧＰＴも３桁だったのが、２桁になり、そして正常値の範囲内に収まるようになり、現在に至っています。

岡村代表（右）
田畑衆院議員（左）

国会請願趣旨説明時

今年の４月に会社の健康診断で人間ドッグを受けたのですが、その時にＨＢＳ抗原も検査しました。その結果を見てビックリ。ＨＢＳ抗原陰性の表示が出ていました。自分でも信じられなくて、すぐさま主治医に電話をしました。今度の定期検査でもＨＢＳ抗原を検査してもらいます。

私はこの間、薬とは違う健康食品をいくつも試しました。雑誌や人から聞いたもの、肝臓に良いと思えるものはなんでも試しました。今、飲んでいるのは『プロポリス』というものです。これは自分に合った物だと確信しています。

そして私が２０年続けている自分のルールがあります。それは、昼食を食べた後は、ゆっくり休憩すること。最近は忙しくてなかなか休憩することもできませんが、１０分でもいい、食べた物を消化して肝臓が一生懸命働いてくれる時間を少しでも作りたいのです。

みなさんも、病気に負けないよう、お互いに励まし合い、頑張っていきましょう。

全国Ｂ型肝炎訴訟は
幼少期に受けた集団予防接種の際
注射器が使い回しされたことにより
Ｂ型肝炎ウイルスに感染した
患者の方々を救済するために
国に対し損害賠償を求める集団訴訟です

ご自分やご家族
Ｂ型肝炎患者の方
お心当たりのある方など
一人で悩まずに
まずはご相談ください

発刊にあたってのご挨拶

弁護団共同代表　坪田康男

全国Ｂ型肝炎訴訟北陸弁護団の共同代表４名の一人として、ご挨拶申し上げます。

原告団と弁護団の合作によるオレンジ通信を定期的に発行する運びとなり、ここにその１号をお届けいたします。

全国Ｂ型肝炎訴訟北陸弁護団が発足して原告４人の皆様による最初の提訴が２００９年６月１６日でした。その後提訴が続き基本合意前の最後の提訴（６次）は２０１１年１月３１日でしたが、それでも、原告数は１９人にとどまっていました。

発足当時は、当然のことながら、今のような基本合意に基づく和解ルールなどはなく、札幌や全国に何とか早く追いつかねばとの思いで参加をし議論も重ねていました。人数も多くなく、原告の方に弁護団会議に参加をして頂くようなこともあり、風通しを気にする必要もありませんでした。

しかし、基本合意が成立して、多くの皆様が原告として参加され（９月１日提訴時で原告数３０５人）、状況は大きく変わってきました。原告の方々に弁護団会議に顔を出して頂くことは物理的に不可能で、様々な手段でお互いに交流していかなければ、何をしているのか見えなくなる危険が生まれてきています。

お互いの活動や思いを交流して風通しをよくしたい。そのツールの一つとして通信を発行しようという議論を経ての１号です。

既にあるメーリングリスト、ブログ、ホームページと合わせてお互いの交流の場とし、活動のエネルギー源として利用・活用して頂き、気楽に意見を述べる雰囲気ができればよいと考えております。よろしくお願いします。

～•～ 和解原告より ～•～

これまで和解された原告の皆様から多くのコメントを頂きました。一部ですがご紹介します。

和解成立を受けて

富山県４０代男性

１０年前にＢ型肝炎で父を亡くしたときは、将来、国がＢ型肝炎ウイルスに感染した責任を認めてくれるとは夢にも思いませんでした。確かな証拠がなかったからです。

父は、感染の原因が分からないまま、それを運命と受け止め、私たちかぞくとの幸せな毎日を惜しみつつ、去って行きました。

今回の和解を迎えるために用意した主な証拠資料は、カルテ、母親と姉の血液検査、腕にあった接種痕の証言などです。遺族としては、これらが訴訟の証拠資料になるとは思えませんでしたが、先の方々の事例が大きな助けとなり、和解にたどり着けました。私たちと同じように、証拠が少ないという理由で、訴訟を諦めている方が大勢いらっしゃると思いますが、弁護士のみなさんが力になってくれます。

患者や家族は、治療のために、肉体的にも経済的にも大きな負担を負いました。家族を失った悲しみは決して消えませんが、みなさんも国との和解を得て、給付金を受け取るべきだと思います。

■Ｂ型肝炎訴訟の提訴者数・和解者数

（２０１４年９月９日現在）

【全国】提訴者数　13589 人（被害者数 12475 人）

和解者数　7876 人（被害者数 7103 人）

【北陸】提訴者数　305 名（被害者数 266 名）

和解者数　166 名（被害者数 140 名）

厚労大臣と協議しました！

２０１４年８月１日

ウィルス性肝硬変・肝がん患者への医療費助成制度創設を。

５年以内に医療費助成を始めます。

再発防止に向けて、厚労省の問題点をしっかり洗い出してください。

しっかり洗い出させます。

原告団・弁護団

田村厚労大臣（当時）

オールジャパン肝炎サポート大集会～100万人署名肝硬変･肝がん患者等の療養支援の願いを国会へ

in 東京国際フォーラム

２０１４年３月１２日にオールジャパン肝炎サポート大集会が行われました。

全国から原告・弁護士、薬害肝炎全国原告団・弁護団（C 肝）、日肝協、支援者等が集合し、北陸からは原告等１６名、弁護士４名が参加しました。

この大集会は、北陸原告・弁護士の皆様にもご協力頂いたウィルス性肝硬変・肝がん患者への医療費助成制度創設等に向けた署名活動や運動、メッセージを発信するための集会として開催されました。会場の広さと人の数に圧倒されましたが「これだけの多くの賛同者がいる！！」と分かり、心強く思いました。

肝炎は国民病であるとの認識が地方議会でも高まっており、地方議会での意見書採択に動いて頂いた議員をご招待いたしました。

大集会後は…圧倒された会場を後にして、初めて活動に参加された原告さん達も含め北陸からの参加者のみなさんと一緒に美味しい食事を楽しみました。

翌日は、東京観光されたり、恒久対策会議に参加されたり、充実した２日間でした。

【原告川上（仮名）】

基本合意3周年記念集会

in 如水会館（東京）

国による謝罪と賠償、そして恒久対策のための継続協議、真相究明・検証のための第三者機関の設置等を内容とする「基本合意」を締結してから３年。これを記念して、２０１４年６月２８日、基本合意３周年記念集会が開催されました。

３周年記念集会には、北陸からは原告３名、弁護士４名が参加し、記念集会の前に行われた全国Ｂ型肝炎訴訟原告団代議員総会には、北陸代議員２名が出席いたしました。

まず、代議員総会では１年間の活動報告、全国役員選任等が行われ、「全国Ｂ型肝炎訴訟全国原告団会計準則」が新設されるなどしました。

３周年記念集会では、全国の原告が壇上にあがり、今後の決意表明！地方議員からの医療費助成制度創設等に向けた応援コール！

また、ホテルでの開催ということもあり、豪華な食事が味わえました（立食でしたが、フルコースを味わいました！）。

語りあい、食べているみなさんの姿はとても肝炎患者には見えない元気いっぱいな姿で、改めて同じ思いのみなさんが同志に見えました。これからの活動の活力を貰える記念集会となりました。

【原告川上（仮名）】

提訴を迷っている方へ
“特措法”は時限立法！期限内の手続きを！

「相談したけれど、カルテを取り寄せたり、親族に血液検査を受けもらったり手間がかかる」「キャリアだと金額が十分ではない」「裁判にかかる費用が莫大なのでは」等さまざまな不安があり、提訴を迷っている方もいらっしゃると思います。

しかし、給付金支給の根拠となる「特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」（特措法）は、現時点では**【２０１７年１月１２日まで】**という期限が設けられております。

例えば、キャリアの方であれば、この期間内に裁判を起こしてキャリアである認定を受けておけば、期間経過後に慢性肝炎等を発症したとしても、発症した病態に応じた給付金を受けることができます。

しかし特措法期限内に裁判を起こさなかった場合は、将来、慢性肝炎等の病態が悪化しても、現在と同じ補償を必ず受けられる保証はありません。

キャリアや慢性肝炎の方も将来、肝硬変、肝がんを発症する可能性は否定できません。給付金が支給されるまで、弁護士費用もかかりません。

訴訟するのは「今でしょ！！」と、ぜひ一歩を踏み出してください（ちょっと古いかも（笑））。

全国で同じ原告の仲間が１万３０００人以上、北陸でも約３００名いますので、お気軽に悩みをご相談ください！

今後のスケジュール

【　裁判期日　】

日時：次回 10 月 20 日(月)午後 1 時半～
　　次々回 12 月 25 日(木)午後 1 時半～
場所：金沢地方裁判所２０２号法廷
傍聴できます。是非、ご参加ください。

【　原告団交流会　】

B 型肝炎訴訟北陸原告団交流会 in 富山
日時：2014 年 11 月 1 日(土)
　　午後 3 時 00 分～午後 5 時 00 分
場所：富山県民共生センター サンフォルテ研修室 308
富山市湊入船町 6-7
① 医療講演：富山市立富山市民病院 樋上義伸 先生
② 意見交換

北陸弁護団ホームページ・メーリングリストのご案内

北陸弁護団では、北陸弁護団ホームページを開設し、随時、北陸原告団・弁護団の活動状況や北陸訴訟の状況等について情報提供を行っています。また、このホームページには、提訴をお考えの方のために、メール相談窓口が設置されています。ぜひ、**「Ｂ型肝炎　北陸」**で検索して、ホームページをご覧下さい！

また、北陸原告団では、原告専用メーリングリストを開設して、原告同士の情報交換や北陸弁護団からの情報提供等に利用しています。メーリングリストへの登録をご希望の原告の方は、担当弁護士までお問い合わせください。

※容量の大きなデータがメーリングリストに流れる場合がありますので、携帯電話で受信される場合はご注意下さい。

ホームページURL　http://bkan-hokuriku.info/
又は「B 型肝炎　北陸」で検索してください